

平成29年度林野庁補助事業

新たな木材需要創出総合プロジェクト事業

(地域材利用促進のうち違法伐採対策の推進 (木材関連事業者登録推進事業))

平成 29 年度

木材関連事業者登録推進事業

報 告 書

平成 30 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、平成 29 年度「木材関連事業者登録推進事業」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため、木材関係団体等の協力も得ながら「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできた。平成 18 年度から始まったこの取り組みを継続してきた結果、林野庁ガイドラインに基づく合法性が証明された木材の認定供給事業者は平成 29 年度末の段階で 12,200 社を超える数となっている。全国どこでも合法性等が証明された木材が入手できる環境が整ってきており、木材利用ポイント事業をはじめとする合法木材を要件とする各種の補助制度の影響もあって、民間住宅の関係者や消費者にもこの制度の関心が広がり合法木材の一層の利用促進がなされてきた。

このような状況の中で、平成 28 年 5 月 20 日に成立した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が 1 年後の平成 29 年 5 月に施行され、この事業を巡る環境も新たな局面を迎えた。

この法律の中で、登録制度が新たに作られた。本年度のこの事業では、クリーンウッド法の意義・理解促進を通じて登録推進のための環境づくりをするために 1 年間活動してきた。また、従来 of 民間企業・一般消費者等に対して違法伐採対策の重要性や合法伐採木材の普及拡大、需要の定着化を図るとともに、合法伐採木材の信頼性向上のための事業を実施するなど、クリーンウッド法のスムーズな運用に向けての活動も行った。

本報告書が合法伐採木材の一層の利用促進が進み、クリーンウッド法が効果的に運用され、違法伐採材の排除につながる一助となれば幸いである。

平成 30 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 吉条 良明

**平成 29 年度木材関連事業者登録推進事業
報告書 目次**

はじめに

第 1 章 概 要

- 1 平成 29 年度「違法伐採対策事業・合法木材普及推進事業」（新たな木材需要創出総合プロジェクト（違法伐採対策の推進のうち木材関連事業者登録推進事業）の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 取り組みの成果と報告書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（年間スケジュール）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 2 章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

- 1 合法性が証明された木材の供給体制の概要・・・・・・・・ 4
- 2 平成 28 年度における合法木材の取扱実績・・・・・・・・ 5

第 3 章 需要者・消費者に対するクリーンウッド法の周知と合法木材の普及・啓発・定着事業

- 1 地方での一般消費者・需要者向けの地域キャンペーン・・・・・・・・ 6
- 2 合法木材ナビの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第 4 章 クリーンウッド法及び登録制度の理解促進と木材の合法性証明の信頼性向上

- 1 クリーンウッド法認定団体研修の開催・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 地方でのクリーンウッド法セミナーの開催・・・・・・・・・・・・ 25

巻末資料

- 平成 29 年度クリーンウッド法及び違法伐採対策・合法木材普及推進事業の結果概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第1章 概要

1 平成29年度「違法伐採対策事業・合法木材普及推進事業」（新たな木材需要創出総合プロジェクト（違法伐採対策の推進のうち木材関連事業者登録推進事業））の骨子

合法性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）の供給体制は、林野庁ガイドラインに基づく供給事業者認定団体による認定事業者が、平成30年3月末で12,200社を超え、全国各地でその整備が進展している。

合法木材は、グリーン購入法に基づく公共調達の対象となっているのみならず、木材利用ポイント事業の中でポイント付与条件になるなど一般住宅の建築施工や木材製品の製造に係る幅広い関係者に普及拡大している。さらに、平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）が施行され、その中で新たにつくられた登録制度に基づく登録木材関連事業者の数も徐々に増えてきている。

このような状況の中、木材及び木材製品を製造・加工・販売等をする者又は木材を使用して建築等をする木材関連事業者の登録を推進して、合法伐採木材の流通及び利用を推進するため、①認定団体を実施するクリーンウッド法セミナーへの専門家の派遣、合法木材ナビによる情報提供、②合法性証明の取り組みを徹底するための中央・地方セミナーや地域キャンペーン事業の実施等に取り組んだ。

2 取り組みの成果と報告書の構成

（1）合法性が証明された木材の供給体制の状況（第2章）

平成18年度から取り組みを始めた合法木材の供給システムに関して、平成29年度末時点で151の業界団体によって認定された業界団体認定合法木材供給事業者の数は約12,200事業者となり、合法木材の供給体制に関しては全国で合法木材供給体制が一層整備された。

また、合法木材の取扱い実績も毎年増加傾向にあるが、平成29年度も取扱量、合法性が証明された割合も引き続き上昇している。

（2）需要者・消費者に対するクリーンウッド法の周知と合法木材の普及・啓発・定着事業（第3章）

ア 地方での一般消費者・需要者向けの普及活動

都道府県木連等の認定団体が、地域キャンペーンとして地域のイベント

に出展したり、木材関連事業者で構成される関係団体にパンフレット等を配布するなどしてクリーンウッド法の意義や内容について普及活動を実施した。

イ 合法木材ナビの充実

我が国の違法伐採対策、合法木材の供給システムに関する情報、海外の関連情報を一元的に提供するため、合法木材の認定事業者名簿、セミナー等の開催情報を「合法木材ナビ」ホームページで提供した。また、合法木材を調達する民間事業者、木材関連事業者等からの問い合わせへの対応に取り組んだ。

(3) クリーンウッド法及び登録制度の理解促進と木材の合法性証明の信頼性向上（第4章）

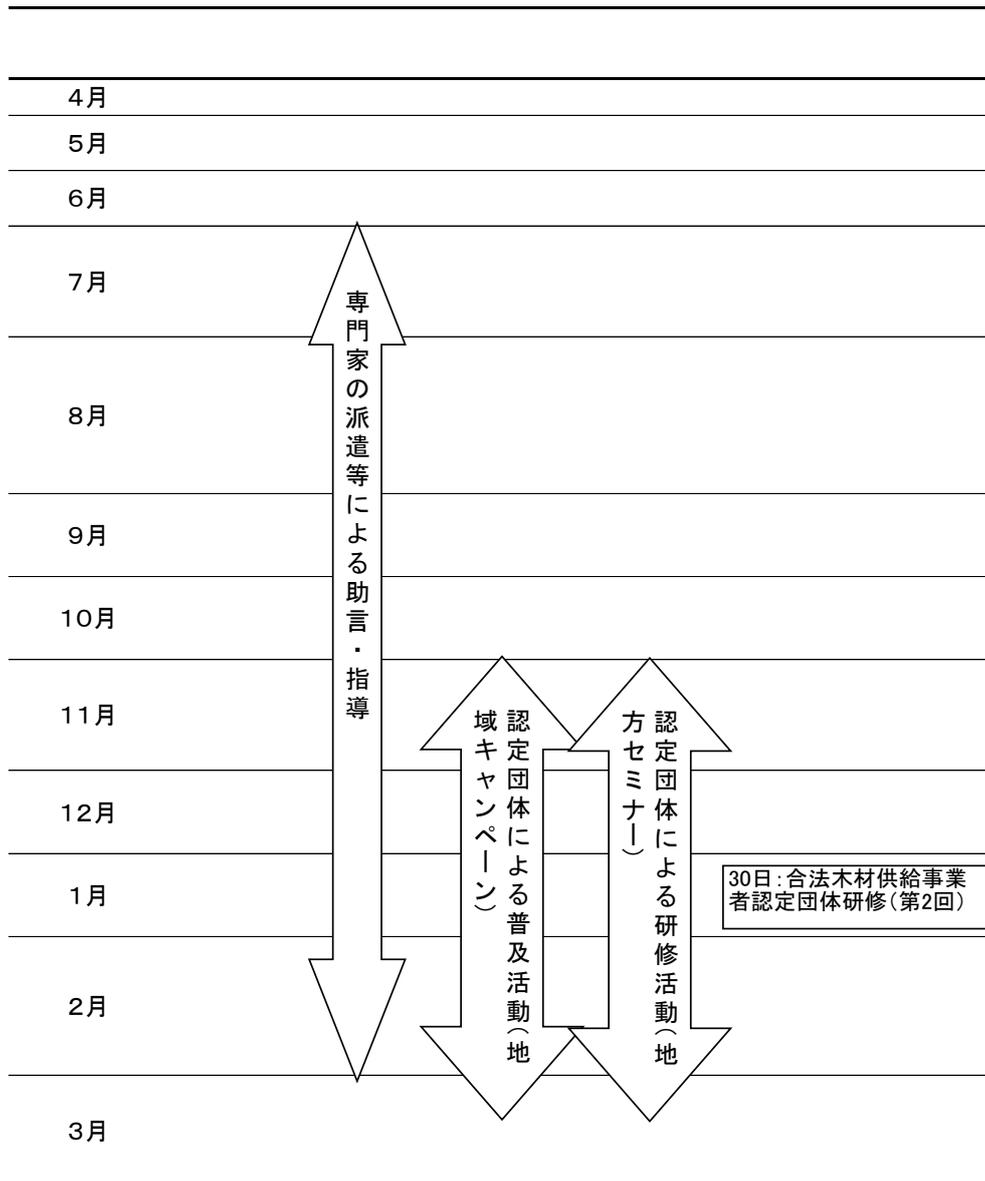
ア クリーンウッド法認定団体研修の開催

平成30年1月に合法木材供給事業者認定団体を対象とした中央研修を実施した。137の認定団体から168名が出席し、クリーンウッド法の概要、登録制度の仕組みと登録の仕方について講師を招いて説明した。

イ 地方でのクリーンウッド法セミナーの開催

都道府県木連等の合法木材供給事業者認定団体が全木連と共催で、クリーンウッド法の内容・登録制度の概要についてのセミナーを実施した。また、このセミナーに全木連、登録実施機関の専門家を派遣して説明し、指導・助言を行った。

平成29年度木材関連事業者登録推進事業 <年間スケジュール>



第2章 合法性が証明された木材の供給体制の状況

1 合法性が証明された木材の供給体制の概要

合法木材供給事業者の認定団体数及び認定事業者数は下表のとおりで、平成30年3月末現在では、認定団体数が151（平成29年3月末時点では150）、認定事業者数が約12,230（同約12,150）となっており、合法木材の供給体制は一層充実してきた。

合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

平成30年3月31日現在

| 団体区分 | 認定団体数 | 認定事業者数 |
|------|-------|--------|
| 中央団体 | 25 | 1,957 |
| 地方団体 | 126 | 10,274 |
| 計 | 151 | 12,231 |

(注) 林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月林野庁）」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各団体が認定した事業者数を計上

2 平成28年度における合法木材の取扱実績

昨年度の合法木材の取扱実績を下の表にとりまとめた。平成28年度は、合法木材証明システムが始まって11年目に当たり、その間の合法木材の取扱実績は年々増加の傾向にある。

例えば、素材生産のうち合法木材の量は、18年度の実績では906千 m^3 であったのに対し、11,014千 m^3 となり12.2倍になっている。同じく素材流通業者の取り扱った合法木材は951千 m^3 に対し12,060千 m^3 の12.7倍となっている。また、取扱量の総数に占める合法木材の比率についても、素材生産では40%から77%に、素材流通では16%から73%に、素材流通（輸入）では9%から60%に増加するなど、合法木材の供給量は着実に増加している。

また、取扱実績を報告した認定団体及び認定事業者の数については、18年度では、認定団体数61、認定事業者数2,267であったのに対し、団体数では2.1倍の130団体に、認定事業者数では4.3倍の9,678社で、こちらも着実に増加している。

平成28年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績（報告期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日）

| 業 種 | | 木材・木製品の取扱量 (総数) | うち、合法性が証明されたもの | 割 合 | 認 定 事業者数 |
|------|-------|--------------------|----------------|------|-------------|
| | | A | B | A/B | |
| | | 千 m^3 | 千 m^3 | | |
| 素材生産 | (国内) | 14,298 | 11,014 | 0.77 | 2,409 |
| 素材流通 | (国内注) | 16,499 | 12,060 | 0.73 | 548 |
| 木材加工 | (国内注) | 27,194 | 16,578 | 0.61 | 3,084 |
| 木材流通 | (国内注) | 21,403 | 6,945 | 0.32 | 3,525 |
| その他 | (国内注) | 242 | 242 | 1.00 | 70 |
| 素材流通 | (輸入) | 1,776 | 1,058 | 0.60 | 3 |
| 木材流通 | (輸入) | 6,232 | 1,315 | 0.21 | 39 |

- (注) 1 全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した130認定団体
9,678認定事業者の数値を集計したものである。(平成29年10月調査)
- 2 国内注：国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む。

第3章 需要者・消費者に対するクリーンウッド法の周知と合法木材の普及・啓発・定着事業

1 地方での一般消費者・需要者向けの地域キャンペーン

クリーンウッド法の周知と合法木材の需要の促進を図るためには、全国各地での普及活動が重要であることから、各県木連を中心に積極的に取り組んでいるところである。

本年度は38の認定団体がこの事業に取組み、全国各地で地方公共団体、企業、木材関連事業者、建設・建築関係団体及び一般消費者等に対して、クリーンウッド法の周知と合法木材の利用拡大について地域キャンペーンを実施した。

具体的なキャンペーン内容は以下のとおりである。

ア 県等が主催するイベントへの参加による普及活動

38の認定団体が、道府県や各種団体が主催する55のイベントに出展・参加して、クリーンウッド法の解説タペストリーや合法木材証明の解説パネル・ポスターの展示、パンフレットの配布、合法木材製品の展示、木工教室の開催、アンケート等を行った。この各地のイベントには、延べ69万人の来場者が有ったと報告されており、積極的な地域キャンペーンを行うことができた。

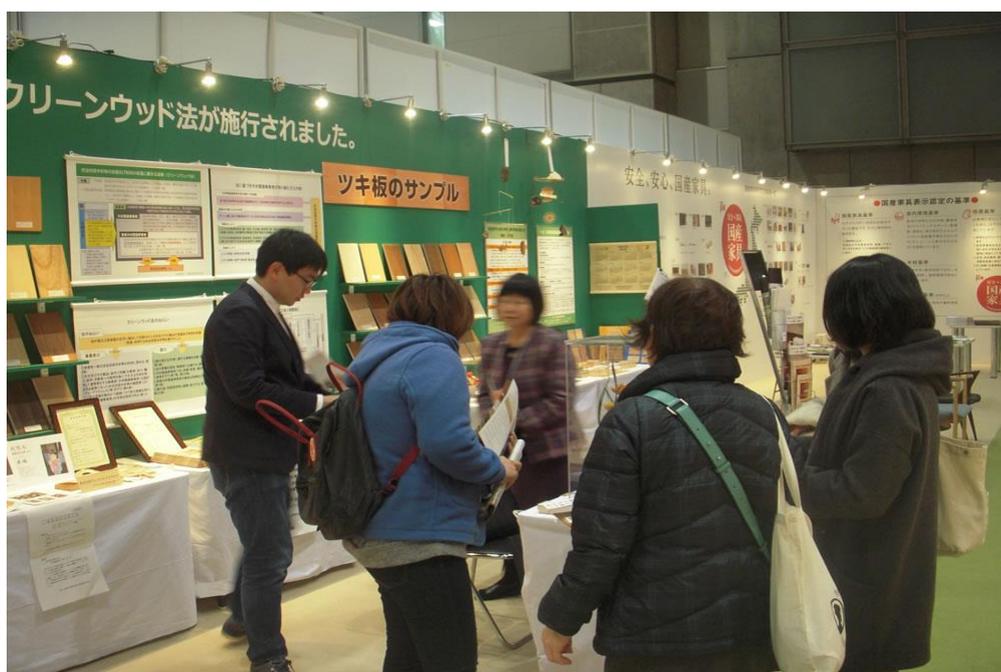


写真 3-1-1 IFFT見本市へ出展（日本家具産業振興会・全天連）



写真 3-1-2 石川県農林業まつりへ出展（石川県木連）



写真 3-1-3 フクイ建設技術フェア 2017 へ出展（福井県木連）

イ 地方自治体等を訪問しての普及活動

7 認定団体が、国・県の組織、市町村、関係団体の窓口を訪問して、首長や担当者にクリーンウッド法の説明やパンフレットを配布して、合法木材の利用拡大の要請を行った。



写真 3-1-4 地方自治体（黒部市長）を訪問し要請（富山県木連）

ウ 地方自治体職員への説明会等開催

3 認定団体が、県・市町村担当者との説明会を開催して、クリーンウッド法、木材関連事業者登録制度の仕組み等を説明した。また、これからの一般消費者や需要者層への周知・普及活動のあり方等について意見交換を行った。



写真 3-1-5 県林務担当とのクリーンウッド・合法木材供給会議（岡山県木連）



写真 3-1-6 林務環境事務所担当職員への説明会（山梨県木連）

エ 県主催の各種研修会等での普及活動

9 認定団体が、県・市等が開催する林業・技能研修会、担当者会議、市売り会場等に出席して、パンフレットを活用した説明を行った。



写真 3-1-7 素材生産技術研修会でクリーンウッドをPR（群馬県木連）



写真 3-1-8 びわ湖材技術研修会でクリーンウッドをPR（滋賀県木連）

オ 地方自治体、関係団体への文書による普及活動

11 認定団体が、県内の国・県の組織、市町村、建築団体、木材関連事業者、合法木材認定事業者等にクリーンウッド法のパンフレット、合法木材ポスターを送付して、パンフレットやポスターの配布・掲示について協力要請をした。

2 合法木材ナビの充実

全木連が運営しているホームページ「合法木材ナビ」(URL は、<http://www.goho-wood.jp/>) は、平成 18 年(2006 年)に開設して以来、我が国の違法伐採対策、合法木材供給システム、海外の関連情報を一元的に提供し、合法伐採木材関連情報のポータルサイトとしてすっかり定着している。

平成 29 年度は、ホームページのコンテンツ(掲載情報)のさらなる充実を図った。特に、平成 29 年 5 月から施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」に関するイベント情報、研修会情報を適宜掲載し、新しい情報の迅速な提供に努めた。開設以来のアクセス数(閲覧数)の推移を図 3-4-1 に示す。本年度も引き続き多くのアクセスがあったことがわかる。コンテンツのなかでも合法木材供給システムの仕組み、供給事業者の登録リスト等がよく閲覧されているものと思われる。さらに今年度は、クリーンウッド法で新たに建築・設計関係業者等が木材関連事業者として合法性の確認が必要になったことで、これらの事業者の合法伐採木材、合法性の証明に対する関心も今後高まってくると考えられ、合法木材ナビの重要性も一層増してくるものと思われる。また、このホームページ上から問合せフォームを使った E メールによる受付窓口を開設している(次項参照)。

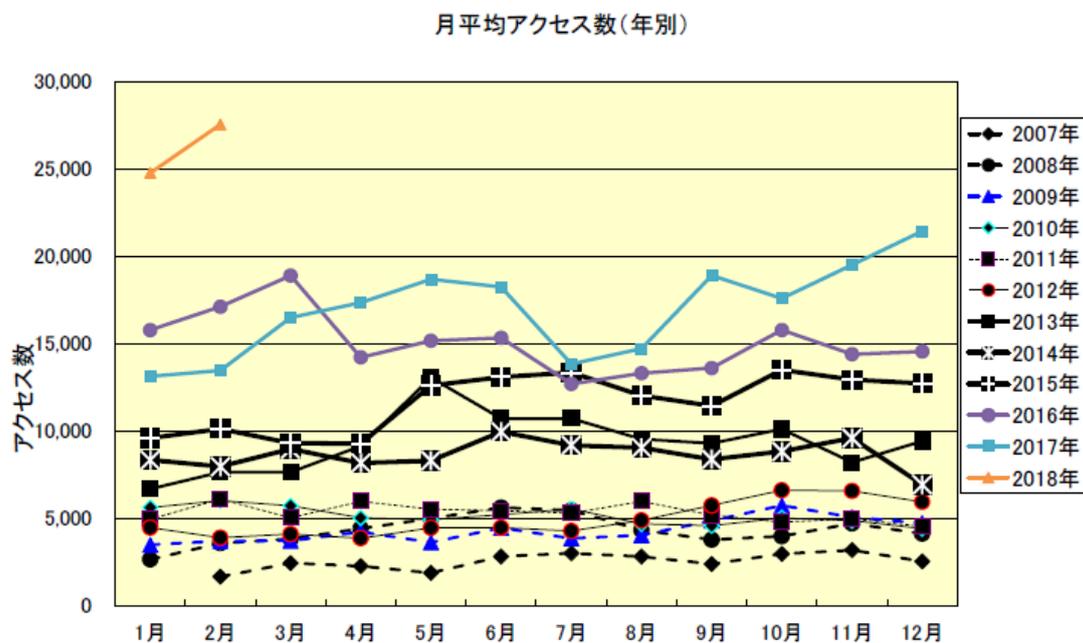


図 3-2-1 「合法木材ナビ」ホームページのアクセス数(ページ閲覧数)

合法木材ナビのトップページに、「クリーンウッド・ナビ」（林野庁のホームページ内に開設されたクリーンウッド法の総合情報窓口サイト）のバナーを大きく表示して、クリーンウッド法関連の情報にたどり着くための誘導の一助とした。（図 3-2-2 を参照）



図 3-2-2 合法木材ナビトップページ

○問合せ窓口としての合法木材ナビの機能

認定団体・業界関係者だけでなく一般の消費者、合法木材の需要者・調達者からの問合せに迅速・的確に対応できるよう、合法木材ナビの中に問合せフォームを設置して問い合わせ対応システムを設置しているが、平成 29 年度にはおよそ 30 件の問い合わせがあった。なお、平成 22 年 3 月のこの問合せシステム導入から本年 3 月までのこのシステムを使った連絡は、およそ 210 件にのぼっている。問合せは、木材業界関係者（特に合法木材供給事業者、クリーンウッド法の木材関連事業者）からのものが多く、合法木材ナビの掲載情報の修正依頼、ログイン情報等への問い合わせ等が多い。また、最近はクリーンウッド法と今までの合法性証明制度の関係などの問い合わせが増えつつある。

第4章 クリーンウッド法及び登録制度の理解促進と木材の合法性証明の信頼性向上

1 クリーンウッド法認定団体研修の開催

クリーンウッド法の内容と同法で新たに定められた登録の仕組みに関する理解と登録促進のため、また、平成18年から継続的に行ってきた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」による「森林・林業・木材業界団体の認定を受けて事業者が行う証明方法」等に基づく合法木材の供給について、需要側の要望に応じてその信頼性を確保するため、合法伐採木材の証明制度の信頼性向上事業の一環として全国の認定団体及び認定事業者の責任者等を対象に研修を実施した。

研修の概要

平成30年1月30日（火）に木材会館（東京都江東区新木場）において合法木材供給事業者認定団体の認定事業者の責任者等を対象に実施した。（主催：全国木材組合連合会）

本年度の研修会では、最初に林野庁からクリーンウッド法について講義を受けた（発表資料を後ろに掲載）。次にクリーンウッド法の登録実施機関の一つである、（公財）日本合板検査会から、クリーンウッド法の事業者登録について講義を行った。また、連絡事項として全木連から、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁ガイドライン）の適切な運用について説明があった。

最後に全体質疑を行って研修を終了した。

毎年、東京で開催するこの研修は今回で12回目を迎え、137の認定団体から168名の参加者があった。



写真 4-1-1 研修の様子

平成 29 年度 クリーンウッド法団体研修プログラム

平成 30 年 1 月 30 日 (火)

東京木材問屋協同組合 木材会館 7 階ホール

(説明者は敬称略)

| 時間 | 項目 |
|-------|---|
| 13:15 | 主催者挨拶 (全国木材組合連合会 常務理事 森田一行) 来賓挨拶 (林野庁木材利用課森林・林業情報分析官 内田敏博) |
| 13:20 | ① 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)」について (林野庁木材利用課課長補佐 松山知恵) |
| 14:10 | 質 疑 |
| 14:30 | ② 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)」の事業者登録について (日本合板検査会 尾方伸次) |
| 15:20 | 質 疑 |
| 15:40 | その他 (連絡事項) 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の適切な運用について (全国木材組合連合会 常務理事 森田一行) |
| 16:00 | 受講証交付 |
| 16:00 | (終了) |

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
(クリーンウッド法)について

林野庁木材利用課
平成30年1月

クリーンウッド法制定の経緯

OH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

OH18(2006) 木材・木材製品の
合法性証明のためのガイドライン
(世界に先駆けて実施)

- ・対象を民間にも拡大
- ・供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材等の流通及び利用の促進
に関する法律(クリーンウッド法)

OH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信

○欧米における法律の制定

- (米)レイシー法(2008)
- (欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など
- (豪)違法伐採禁止法(2014)

〔 EUは日本に対し、違法伐採対策の
法制化を働きかけ 〕

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

定義

- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
- ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]

国

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

- 主務大臣**
- ・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
 - ・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
 - ・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

◎国の責務[4条]

- ・必要な資金の確保
- ・情報の収集及び提供
- ・登録制度の周知
- ・事業者及び国民の理解を深める措置等

◎適切な連携[31条]

◎国際協力の推進[32条]

事業者

◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

登録木材関連事業者

- ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。
- ※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

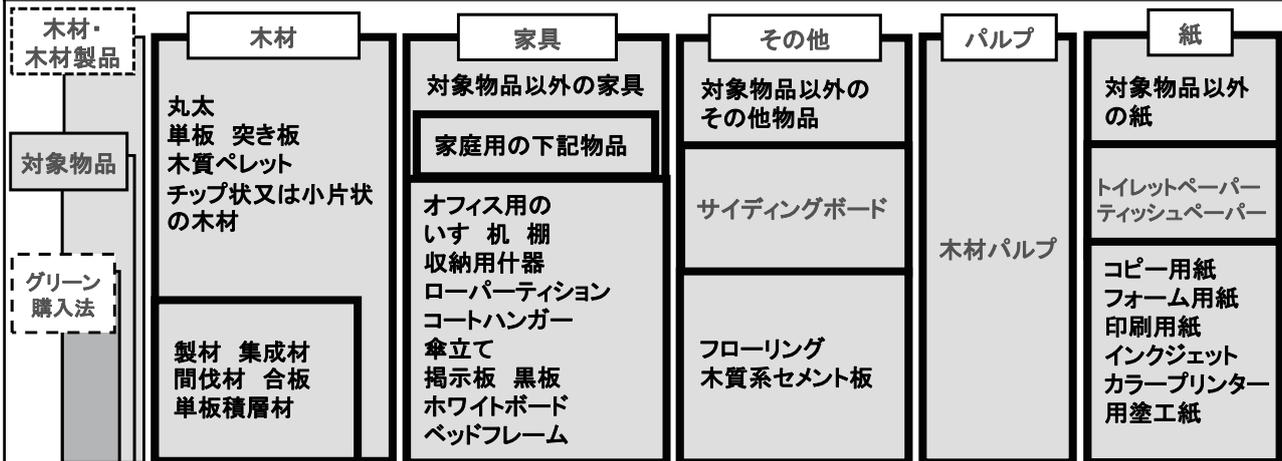
登録

登録実施機関[5章]

※ 施行日：平成29年5月20日 ※農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

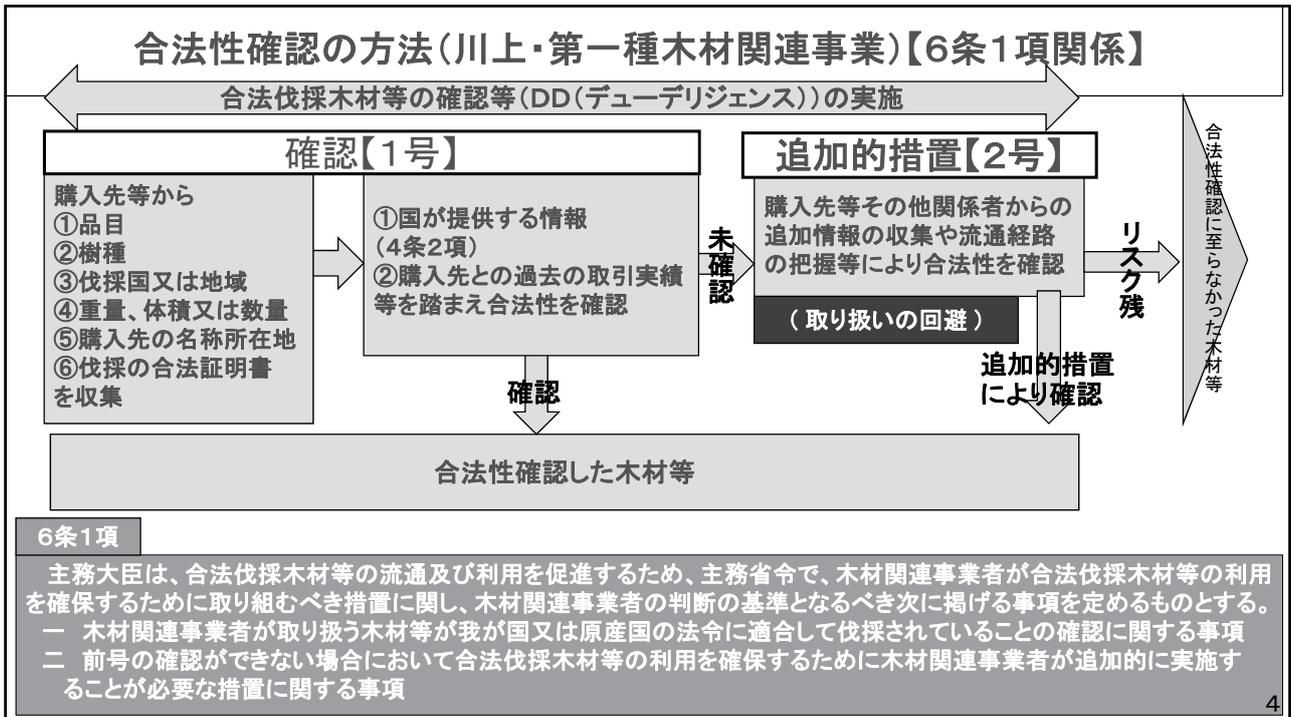
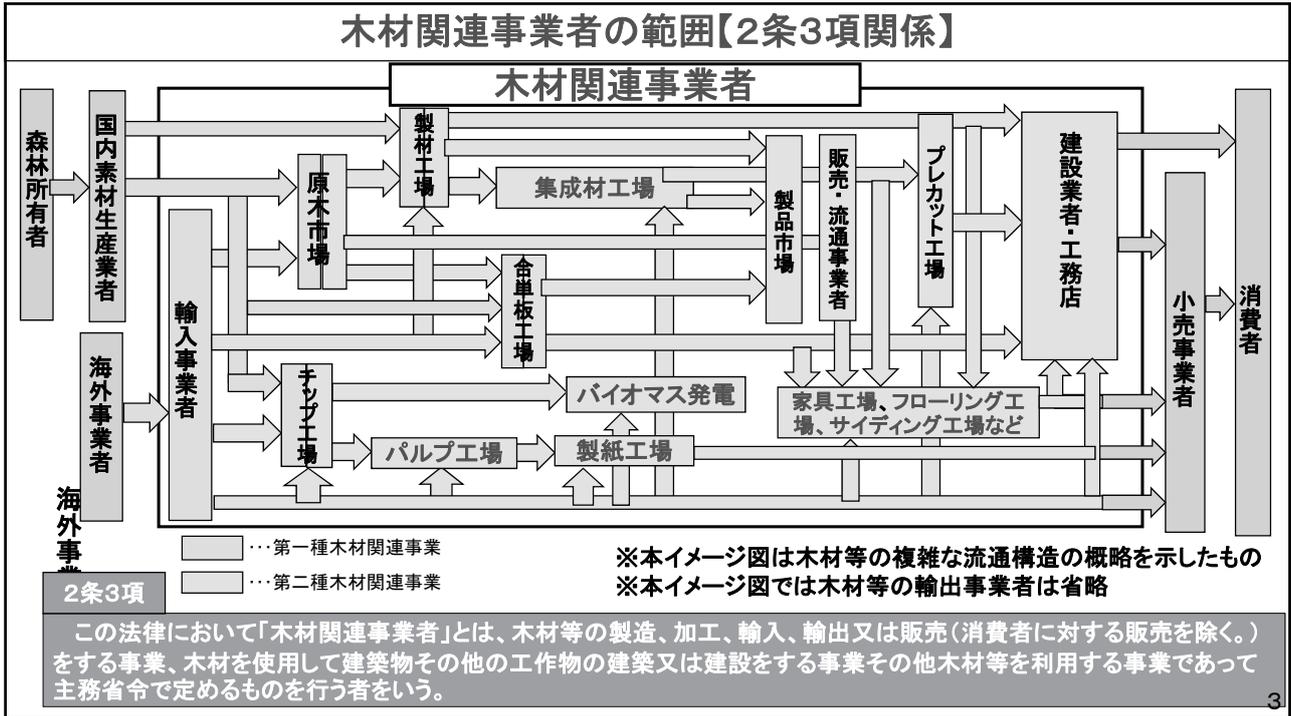
2

対象物品【2条1項関係】

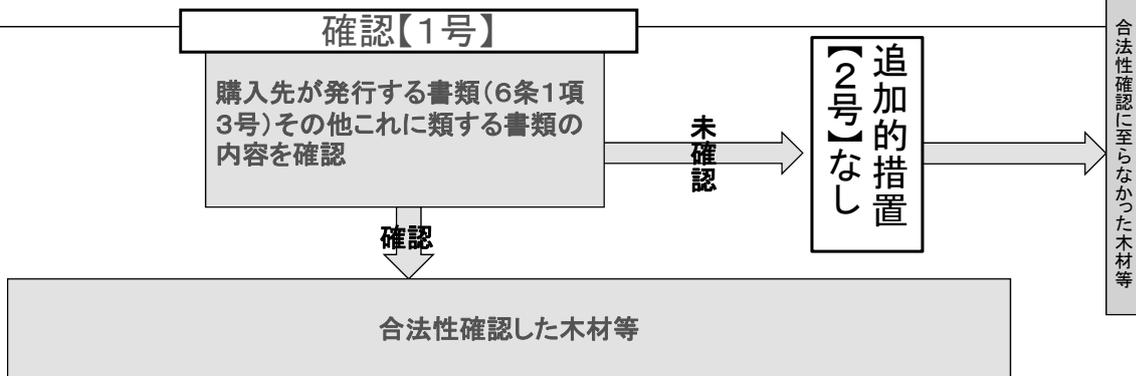


2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。



合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】



6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

5

登録実施機関一覧(平成29年10月17日登録)

| 登録番号 | 登録実施機関の名称 | 登録実施事務を行う事務所の所在地 | | 登録実施事務の対象事業 |
|------|-------------------------|--|------------|--|
| 1 | 公益財団法人 日本合板検査会 | ①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋市) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市) | 第一種 第二種 | (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業 |
| 2 | 公益財団法人 日本住宅・木材技術センター | 東京都江東区新砂3-4-2 | 第二種 | (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業((2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 |
| 3 | 一般財団法人 日本ガス機器検査協会 | 東京都港区赤坂1-4-10 | 第一種 第二種 | (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業 |
| 4 | 一般社団法人 日本森林技術協会 | 東京都千代田区六番町7 | 第一種 第二種 | (1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスを用いた発電事業(当該事業において取り扱う木材が国産材であるものに限る。) |
| 5 | 一般財団法人 建材試験センター | 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 | 第一種 第二種 | (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業 |

7

登録木材関連事業者一覧(平成30年1月11日時点)

| 事業者名 | 種別 | 事業区分 | 取り扱う木材等の種類 | 登録実施機関名 |
|------------------------|------------|-------------------------------|------------|------------|
| 住友林業株式会社 (木材建材事業本部) | 第1種 | 輸入業 | 丸太、合板、製材品 | 日本ガス機器検査協会 |
| 三基型枠工業株式会社 | 第2種 | 木材等の販売 | 合板 | 日本ガス機器検査協会 |
| シーシー・ジー株式会社 | 第2種 | 合板の二次加工・販売 | 合板 | 日本合板検査会 |
| マツシマ林工株式会社 | 第2種 | 木材プレカット加工業 | 角材、合板、集成材 | 日本森林技術協会 |
| ニチハ株式会社 | 第2種 | 木質繊維強化セメント板並びにその他窯業製品の製造及び販売他 | チップ | 日本森林技術協会 |
| 株式会社 GANZ PLUS | 第1種 第2種 | ひき板、フローリングの輸入・販売 | ひき板、フローリング | 日本合板検査会 |

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

□ 林野庁ホームページ内に公開 <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>



合法伐採木材等に関する情報提供
クリーンウッド・ナビ
CLEAN WOOD

注目情報

・登録実施機関の一覧公表(随時更新いたします)

クリーンウッド・ナビ

- ・本サイトの目的等
- ・クリーンウッド法の概要
- ・国別情報
- ・その他の情報
- ・登録実施機関
- ・English Page(Under Construction)

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的としています。本サイトでは、本法や合法伐採木材等に関する情報提供を行います。



ロシア(産東) カナダ
EU諸国
中国 日本
ミャンマー フィリピン
ベトナム カンボジア
マレーシア/サハ(州) サラワク州 半島部 パプア・ニュー・ギニア
インドネシア ソロモン群島
オーストラリア ニューゼaland
チリ

4. 参考資料

(1)クリーンウッド法関連

- ① 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の平引(PDF:274KB) [▶](#)
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A(PDF:187KB) [▶](#)
- ③ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A(PDF:187KB) [▶](#)
- ④ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイド(PDF:299KB) [▶](#) [\(外部リンク\)](#)

家具関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン。平成29年(2017年)5月に、経済産業省が公表しています。

これまでの取組との違い

| | 根拠 | 目的 | 取組主体 | 取組内容 |
|------------------|--|-------------------------------|---|---|
| 合法証明ガイドラインに基づく取組 | 林野庁作成のガイドライン | 政府調達に合法木材を供給 民間需要を含まない | 政府調達に関わる事業者＝主に「認定事業者」 素材供給から小売までを含む | 森林認証機関や業界団体等により認められた事業者が合法性証明を連鎖 |
| クリーンウッド法に基づく取組 | クリーンウッド法（国会で成立） 主務省は3省（新たな分野を含めた） | 合法伐採木材等の利用拡大 民間需要を含む | 「木材等」を取り扱うほぼ全ての木材関連事業者 素材生産者、小売が含まれない 登録木材関連事業者 | 木材関連事業者が自主的に「木材等」の合法性の確認を実施 信頼性の高い合法性確認のみが連鎖する訳ではない 登録を通じた取組の信頼性向上が必要 |

今後の方針

- ① 木材関連事業者が効率的に合法性の確認を行えるように、クリーンウッド・ナビの情報の充実を図る
- ② 合法性の確認を適切かつ確実に実施する木材関連事業者を増やすため、木材関連事業者の登録を促進する
- ③ 合法伐採木材等を利用することの意義を周知するとともに、事業者や消費者に対して、合法伐採木材等の利用を促進する

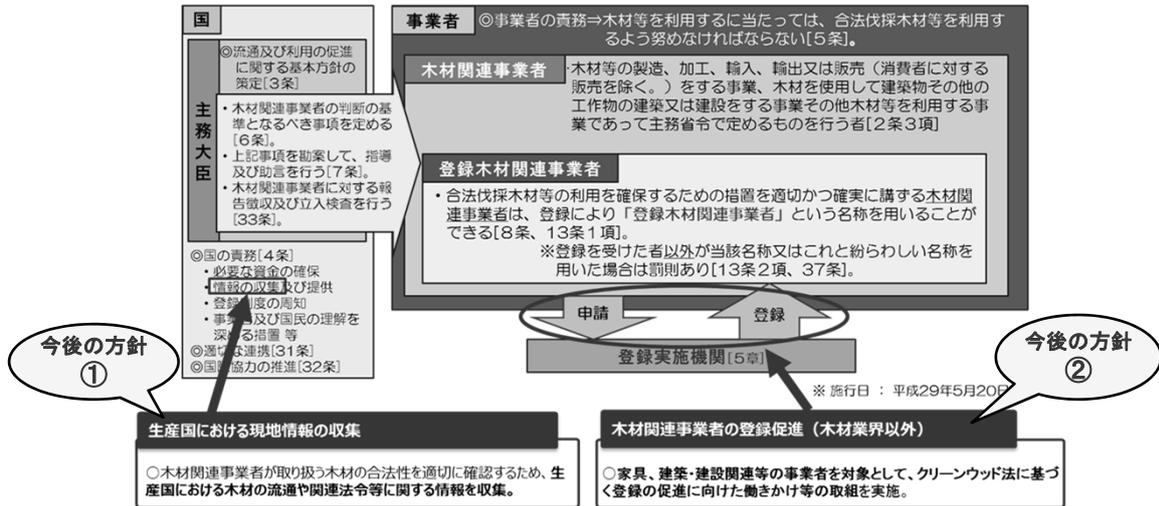
合法伐採木材の流通と利用の促進を図る

「クリーンウッド」利用推進事業

平成29年度補正予算額
150百万円(委託)

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(クリーンウッド法)が施行され、平成29年11月から木材関連事業者の登録が開始されたことから、現地情報の収集により、国が提供する情報の充実を図るとともに、木材関連事業者の登録促進を緊急に実施。

●「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」のスキームと平成29年度補正予算における実施事項



「クリーンウッド」普及促進事業

56,600(-)千円

「クリーンウッド法」の施行を受け、①木材関連事業者登録の推進への支援、②協議会による普及啓発活動への支援、③違法伐採関連情報の提供を実施。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成29年5月20日施行)

- 国の責務【第4条】
 - ・必要な資金の確保
 - ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - ・登録に係る制度の周知
 - ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
- 事業者の責務【第5条】
 - ・木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
- 木材関連事業者の登録【第8条】
 - ・木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の登録を受けた者(「登録実施機関」)が行う登録を受けることができる。

事業内容

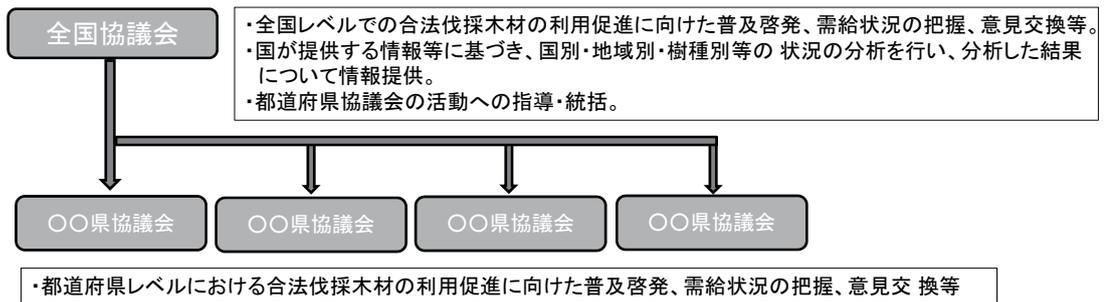
- 木材関連事業者登録の推進への支援 (36,600千円)** (補助率：定額)
 - セミナー等の開催による木材関連事業者の登録の推進に向けた取組支援
 - 木材関連事業者の登録促進に向けて専門家の派遣による働きかけへの支援
- 協議会による普及啓発活動への支援 (12,000千円)** (補助率：定額)
 - 「クリーンウッド」の流通・利用の推進に取り組む全国及び都道府県における協議会の活動への支援(優秀な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化)
- 違法伐採関連情報の提供(委託) (8,000千円)**
 - 「クリーンウッド・ナビ」を通じて、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供

合法伐採木材等の流通・利用の促進

③ 合法伐採木材等を利用することの意義を周知するとともに、事業者や消費者に対して、合法伐採木材等の利用を促進する

協議会の設置

- 川上(森林所有者・素材生産事業者等)の団体、木材産業の業界団体、家具・紙等の業界団体、建築・建設の業界団体、登録実施機関(又はその候補)、環境NGO等の幅広い関係者から構成される協議会を設置。
- 全国レベル及び都道府県レベルで、それぞれ合法伐採木材の利用促進に向けた普及啓発等を実施。



2 地方でのクリーンウッド法セミナーの開催

平成 29 年 5 月～平成 30 年 3 月にかけて、全国 54 の認定団体が 91 の会場で全木連、県下の認定団体と共催で地方セミナーを開催した。

参加者は合法木材認定事業者の分別管理者、文書管理者、木材関連事業者等で、クリーンウッド法の内容や木材関連事業者の登録の仕組み・手順・申請の概要等について受講し、合法性証明についての情報交換等が行われた。

今年は、クリーンウッド法に関する専門家である林野庁、全木連及び木材関連事業者登録実施機関の担当者を講師に招き実施した認定団体も多かった。

(1) 専門家の派遣を受けて実施したセミナー

平成 29 年 7 月から平成 30 年 3 月にかけて、全国の 35 の認定団体が全木連と県下 34 の認定団体と共催で、主にクリーンウッド法、木材関連事業者の登録制度について受講し、また、登録制度についての相談、意見交換を行った。

・セミナー参加者総数 2,900 名

(2) 各認定団体が主体で実施したセミナー

合法木材認定事業者や合法性証明の出発点となる重要な位置づけの素材生産事業者、木材関連事業者等を対象に 23 の認定団体が主体となって全木連と県下 17 の認定団体と共催で実施した。クリーンウッド法については勿論、合法性証明の向上、合法木材供給の現状について意見交換を行った。

・セミナー参加者総数 2,700 名

なお、地方セミナーの開催状況は、以下の写真のとおりである。

〈各認定団体が実施した地方セミナーの写真〉

1 専門家の派遣を受けて実施した地方セミナー



写真 4-2-1 全木連の講師による岩手県木連のセミナー（盛岡市）



写真 4-2-2 全木連の講師による秋田県木連のセミナー（秋田市）



写真 4-2-3 全木連の講師による福島県木連のセミナー（福島市）



写真 4-2-4 登録実施機関の講師による山口県木連のセミナー（山口市）



写真 4-2-5 全木連の講師による徳島県木連のセミナー（徳島市）



写真 4-2-6 全木連の講師による福岡県木連のセミナー（福岡市）



写真 4-2-7 全木連の講師による大分県木連のセミナー（日田市）



写真 4-2-8 全木連の講師による長崎県木連のセミナー（対馬市）

2 認定団体が主体で実施した地方セミナー



写真 4-2-9 北海道木連のセミナー（帯広市）



写真 4-2-10 静岡県木連のセミナー（沼津市）



写真 4-2-11 三重県木連のセミナー（津市）



写真 4-2-12 広島県木連のセミナー（広島市）



写真 4-2-13 熊本県木連のセミナー（熊本市）



写真 4-2-14 日本家具産業振興会のセミナー（大川市）

[卷末資料]

平成 29 年度クリーンウッド法及び違法伐採対策・合法木材普及推進事業の結果
概要について

平成 29 年度クリーンウッド法及び違法伐採対策・合法木材普及推進事業の結果概要について

1 趣 旨

合法木材の供給体制は、平成 25 年度から 27 年度まで実施された木材利用ポイント事業や国土交通省の地域型住宅ブランド化推進事業のなかで、合法伐採木材が助成要件の一つになったなどから認定団体から認定を受けた合法木材供給事業者が増加し、平成 30 年 3 月末時点で 12,200 を超え、全国各地でその整備が進展し、幅広い関係者に普及が拡大している。さらに、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、各種建築物や街づくりへの木材利用の機運が高まっている。

このような中、平成 29 年 5 月 20 日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が施行され、新たな違法伐採対策・合法木材普及の取り組みが進められている。

このような状況に対応し、さらなる合法伐採木材の普及・定着を図り、クリーンウッド法の円滑な運用のための法律の普及、またこの法律で新たに作られた登録制度を促進するため、平成 29 年度は、「『クリーンウッド法』体制整備等事業」（平成 28 年度補正・委託事業）、「違法伐採関連情報提供事業」（委託事業）、「木材関連事業者登録推進事業」、及び「『クリーンウッド』普及啓発事業」を実施した。以下に各事業の実施内容の概要を記述する。

2 「クリーンウッド」体制整備等事業（平成 28 年度補正・委託事業）

（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会と共同で実施

クリーンウッド法が平成 29 年 5 月に施行されたが、当会では木材関連事業者には法律の意義や内容を理解してもらい、スムーズな運用に資するため、また一般消費者に法律の意義等を理解してもらうため、下記の広報活動を実施した。

（1）地方公開セミナーの開催

木材関連事業者等を対象としたクリーンウッド法についてのセミナーを平成 29 年 3～4 月に全国 9 カ所（札幌市、仙台市、新潟市、東京都内、名古屋市、大阪市、広島市、高知市、福岡市）で開催した。

（2）国レベルの展示会への出展

下記の展示会に出展し、クリーンウッド法や合法木材利用について PR を行った。

- ・DIY ホームセンターショウ 2017（平成 29 年 8 月、幕張メッセ）
 - ・日本木工機械展ウッドワンダーランド 2017（11 月、ポートメッセ名古屋）
 - ・ジャパンホームショー（11 月、東京ビッグサイト）
 - ・木と住まいの大博覧会（平成 30 年 2 月、東京ビッグサイト）
- (3) クリーンウッド法解説セミナーの開催
上記の「木と住まいの大博覧会」会場内で開催した（2 月 16 日）
- (4) 広報資料の作成
クリーンウッド法の周知・普及のための下記の資料を作成し、認定団体（都道府県木連、中央団体）に配布した。
- ・一般・事業者向けクリーンウッド法概要パンフレット（100,000 部）
「取り扱う木材の合法性の確認が必要です。」
 - ・事業者向け登録推進リーフレット（100,000 部）
「登録木材関連事業者になりませんか」
 - ・事業者向け手引と Q&A 冊子（50,000 部）
「クリーンウッド法の手引と Q&A」
 - ・一般向けマンガ版解説パンフレット（50,000 部、増刷 50,000 部）
「クリーンウッドのすすめ つかう責任少しの気づかい」
（それぞれの広報資料の表紙を末尾に掲載した。）
- また、展示用解説タペストリーを作成し（8 枚組、50 セット）、都道府県木連に配布した。
- (5) 業界誌への広告掲載
- ・ウッドミック（平成 30 年 2 月号）
 - ・現代林業（平成 30 年 4 月号、発行は 3 月）
 - ・林業新知識（平成 30 年 4 月号、発行は 3 月）
- (6) 他団体が実施する CW 法説明会・セミナーへの支援
- ・（一社）日本建材・住宅設備産業協会と（一社）リビング・アメニティ協会主催の説明会（平成 29 年 10 月、東京都内）
 - ・（有）家具新聞社主催の CW 法セミナー（平成 30 年 1 月、東京都内）

3 違法伐採関連情報提供事業（委託事業）

（一社）全国林業改良普及協会との共同実施

この事業は、林野庁のホームページ内に開設された「クリーンウッド・ナビ」（クリーンウッド法に関する総合的な情報のウェブサイト）の掲載情報の作成、問合せ対応を実施する事業であるが、当会では、ウェブサイト掲載情報に関する問合せ対応を行った。当会事務所内に相談窓口受付用の専用電話（03-3501

ー0600)と FAX(3501-0601)及び専用 E メールアドレス(cwinfo@zenmoku.jp)
を設置して、5月22日(月)から平成30年3月23日まで受付・対応を行った。

4 木材関連事業者登録推進事業(補助事業)

本報告書を参照

5 「クリーンウッド」普及啓発事業(補助事業)

クリーンウッド法、合法伐採木材の利用促進・利用拡大に関する全国及び都道府県レベルでの協議会の設立、協議会による普及啓もう、需給に関する情報交換等への支援等を目的として下記の事業を実施した。

(1) 協議会設立の準備のための活動

全国及び全都道府県の協議会を立ち上げるための準備会合を実施した。

(2) 協議会設立のための説明会の開催

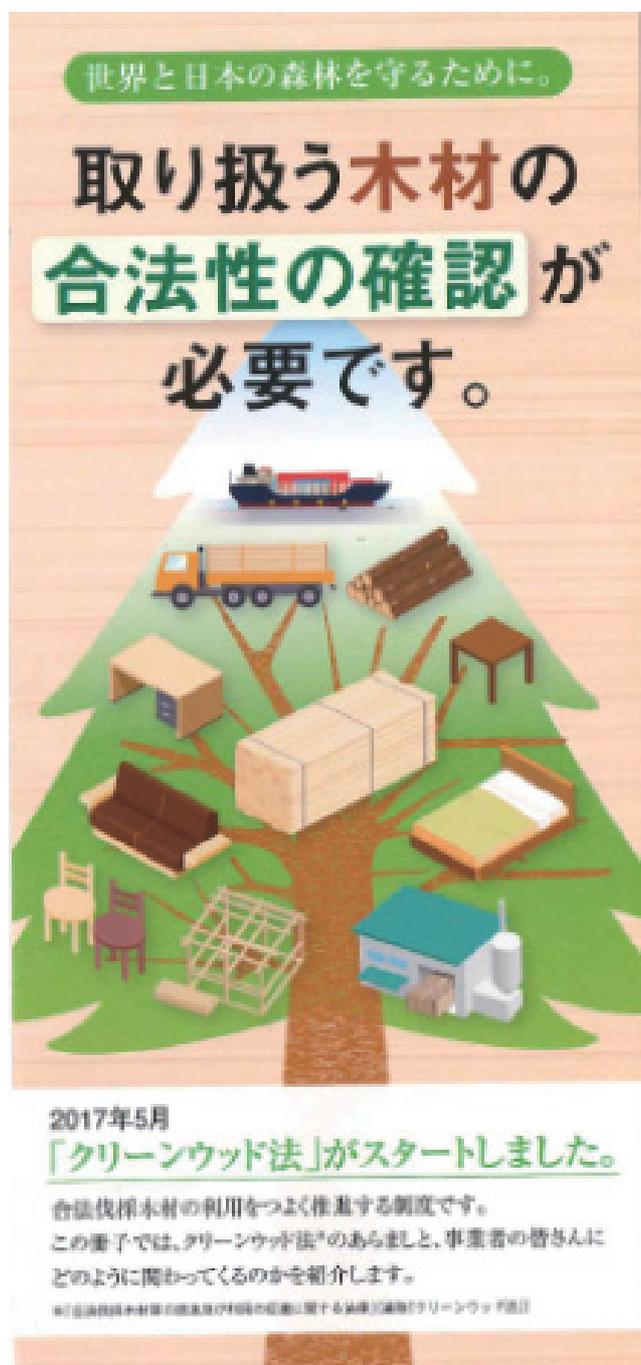
全都道府県の協議会設立のための説明会を、全国7カ所の森林管理局の会議室を使って行った。説明会では、管理局管内の県庁、市町村の担当者、木材団体の担当者等に対して協議会設立の意義、活動内容の予定を説明した。

開催日と場所は以下の通り

- ① 7月18日(火) 東北森林管理局(秋田市)
- ② 7月20日(木) 近畿中国森林管理局(大阪市)
- ③ 7月21日(金) 中部森林管理局(長野市)
- ④ 7月24日(月) 四国森林管理局(高知市)
- ⑤ 7月26日(水) 九州森林管理局(熊本市)
- ⑥ 7月27日(木) 関東森林管理局(前橋市)
- ⑦ 7月31日(月) 北海道森林管理局(札幌市)

【参考】

「クリーンウッド」体制整備等事業で作成した広報資料



一般・事業者向けクリーンウッド法概要パンフレット
「取り扱う木材の合法性の確認が必要です。」

「登録木材関連事業者」になりませんか

今、世界では違法に伐採された木材の流通が問題になっています。この問題に対処するため、2017年5月に「クリーンウッド法」が施行され、全ての木材関連事業者が、取り扱う木材の合法性を確認することになりました。

この法律の中で、合法性の確認を適切に行い、合法伐採木材の利用に積極的に取り組む木材関連事業者を「登録木材関連事業者」に登録するしくみが始まりました。以下に制度のあらましを紹介します。

※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）



● 木材関連事業者とは

クリーンウッド法に基づき合法性の確認を行う木材関連事業者は、木材などの製造・加工、輸入・輸出または販売（消費者への販売を除く）をする事業者、木材を使用して建築物その他の建築物または建設をする事業者です。これは、木質バイオマス発電事業を行う事業者も含まれます。

木材関連事業者は、森林所有者などから木材を購入して加工や販売を行う事業者、丸太・製材品等を輸入する事業者を行う事業者（第一種木材関連事業者）とそれ以外の事業者を行う事業者（第二種木材関連事業者）の2つに分けられています。



● 木材関連事業者の登録制度がスタート

クリーンウッド法に基づき、新たに木材関連事業者の登録制度がスタートしました。この制度は、木材関連事業者の中で、この法律を遵守し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者は、登録実施機関に申請を行い、登録を受けることができるというしくみです。登録されると、氏名または名称、住所、法人の場合は代表者名、登録された事業内容、部門、木材等の種類等が公表されます。

※登録実施機関：木材関連事業者の登録に関する申請を行う機関に登録された公共機関のこと（国等参照）



● 「登録木材関連事業者」の名称が使用できます。

登録を受けると、第一種木材関連事業者を行う事業者は「第一種登録木材関連事業者」、第二種木材関連事業者を行う事業者は「第二種登録木材関連事業者」という名称を用いることができ、合法伐採木材を適切に取り扱う事業者として市場からの高い評価が期待できます。

なお、登録を受けていない事業者がこの名称を使用する場合や、登録を行っていても適切な名称の使用ができていない場合は罰則や登録の取消の対象となります。



● 申請方法

登録を受けようとする木材関連事業者は、登録実施機関に対して申請を行います。

登録実施機関は、登録を申請した事業者が、合法伐採木材等の利用を確保する措置を適切かつ確実に講ずるかどうかに基づき、書類（必要があれば質問その他の方法）による確認を行い、申請内容が適切と認められれば、登録されることとなります。

申請に必要な書類

●申請書 決められた様式に従って記載します。

●添付書類

(1) 合法伐採木材等の流通を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法

- ① 確認に関する事項
- ② 木材を譲り渡すときに必要な措置
- ③ 記録の管理に関する事項

(2) 体制の整備に関する事項

- ① 合法伐採木材等の分別管理
- ② 責任者の設置
- ③ その他必要な体制整備（取組方針の設定）

(3) その他必要な書類

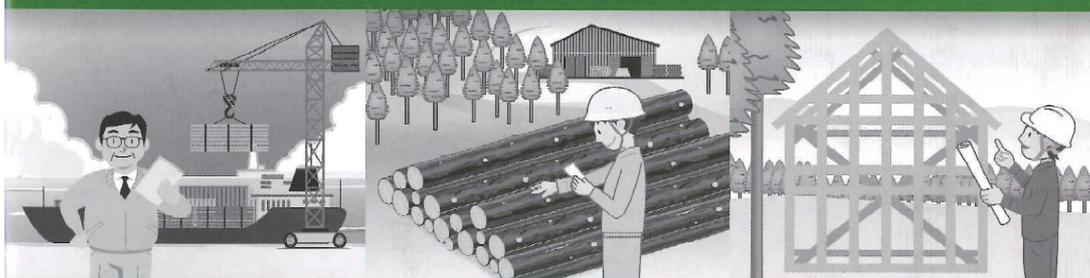
- ① 個人にあっては、住民票の写し
- ② 法人にあっては、定款または公司章程、登録申請書および役員の名簿
- ③ 申請者が法第11条第1項第2号から第4号までに該当しないことを示す書類

事業者向け登録推進リーフレット
『登録木材関連事業者』になりませんか

クリーンウッド法の手引とQ&A

2017年5月「クリーンウッド法※」が施行されました。
この冊子では、本法の手引とQ&Aを掲載します。

※クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 以下、クリーンウッド法)



目次

クリーンウッド法の手引

- ① 本法の目的…………… 1
- ② 本法の施行により求められること
- ③ 本法の対象とする木材等
 - (1) 「木材」の詳細
 - (2) 「家具、紙等の物品」の詳細
 - (3) 一度使用されたもの等
- ④ 木材関連事業者…………… 2
- ⑤ 合法性の確認等
 - (1) 第一種木材関連事業における合法性の確認
 - (2) 第一種木材関連事業を行う者が収集する書類
 - (3) 第二種木材関連事業における合法性の確認
 - (4) 第一種木材関連事業において追加的に実施することが必要な措置
 - (5) 木材等を譲り渡すときに必要な措置
- ⑥ 記録の保存…………… 3
- ⑦ 必要な体制の整備
- ⑧ 木材関連事業者の登録
 - (1) 第一種木材関連事業を行う者の登録
 - (2) 第二種木材関連事業を行う者の登録
 - (3) 名称の使用
 - (4) 登録の取消
- ⑨ 登録実施機関
 - (1) 登録実施事務の位置づけ
 - (2) 登録実施機関の要件

クリーンウッド法に関する Q&A

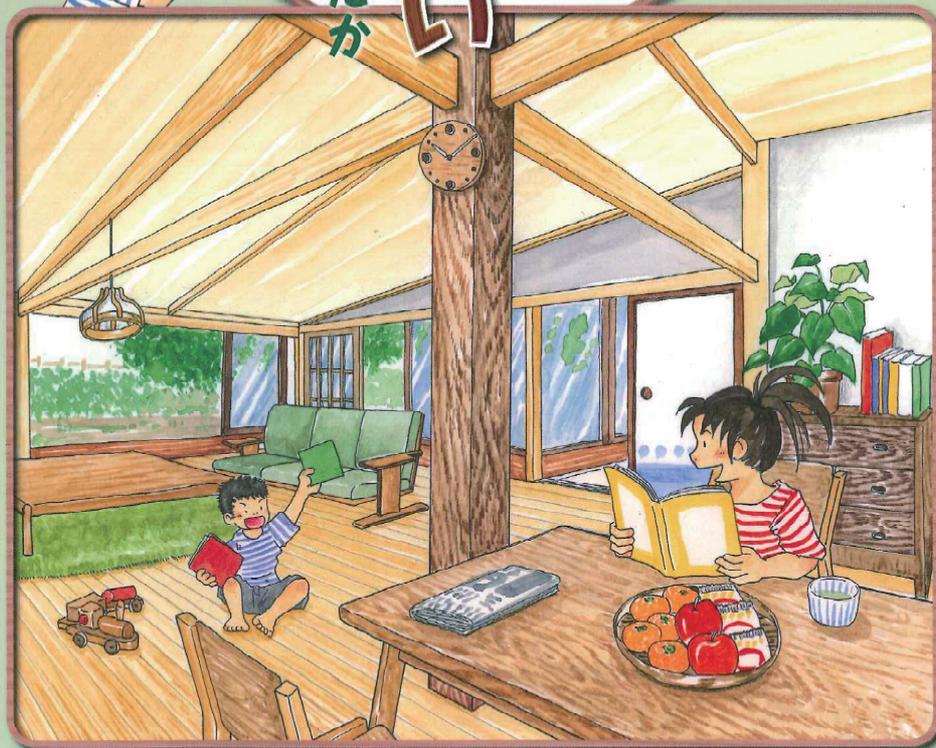
- 木材等について…………… 4
- 一度使用されたもの等…………… 5
- 木材関連事業者
- 合法性の確認等…………… 6
- 第一種木材関連事業における
合法性の確認…………… 7
- 第一種木材関連事業を行う者が収集する書類
- 第二種木材関連事業における合法性の確認…………… 8
- 第一種木材関連事業において追加的に
実施することが必要な措置
- 木材等を譲り渡すときに必要な措置
- 体制の整備…………… 9
- 木材関連事業者の登録…………… 10

事業者向け手引と Q&A 冊子
「クリーンウッド法の手引と Q&A」

クリーンウッドのすすめ

つかう責任 少しの気づかい

— その木はどこから来たか
知っていますか? —



一般向けマンガ版解説パンフレット
「クリーンウッドのすすめ つかう責任少しの気づかい」

林野庁補助事業

平成 29 年度
木材関連事業者登録推進事業
報 告 書

2018年（平成 30 年）3月

一般社団法人 全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F
TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226
URL : <http://www.zenmoku.jp>